第二千九百四十二号 平成二十一年三月十三 日

(1)

増 刊

目 則 (第四号 - 第五号) 次

規

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部

パーキング・メーター作動手数料の収納方法等を定める規則を廃止 を改正する規則

(医療保険課)

改め、

(警察本部駐車対策課)

する規則

示

(第四百六十八号)

五

額

兀

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課)

規 則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則を

制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月十三日

福岡県知事 麻 生

渡

を

福岡県規則第四号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正

する規則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則 (平成十八年福岡県規則

第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

する費用の額から退職被保険者等 老人保健医療費拠出金の納付に要

交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月

を

拠出金相当額を控除した額 に係る負担調整前老人保健医療費

三十一日までの間に納付を要するものの合計額

高額介護合算療養費の支給に要す	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月
る費用の額	三十一日までの間に支給しているものの合計額
前期高齢者納付金の納付に要する	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月
費用の額	三十一日までの間に納付を要するものの合計額
後期高齢者支援金の納付に要する	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月
費用の額	三十一日までの間に納付を要するものの合計額

に

項」に改め、 費」に改め、同項第三号中「法第七十二条の二の二第一項」を「法第七十二条の三第 期高齢者交付金の額 の下に「及び後期高齢者支援金等課税額」を加え、同号の次に次の一号を加える。 交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間における前 同条第三項第一号中「及び高額療養費」 「基礎賦課額」の下に「及び後期高齢者支援金等賦課額」を、「基礎課税 を、、 高額療養費及び高額介護合算療養

五

第二条第五項中「法第七十二条の二の二第一項」を「法第七十二条の三第一項」

に改

第三条第一号八中

減対象一般被保険者数 + 前年度一般被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額× 前年度一般被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額×交付年度医療分保険料軽 交付年度介護分保険料軽減対象一般被保険者数

度介護分保険料軽減対象被保険者数」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」 に改め、同号八備考4中「交付年度介護分保険料軽減対象一般被保険者数」 「前年度被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額x交付年度医療分保険料軽減対 同備考中4を6とし、同備考3中「前年度一般被保険者一人当たり平均介護分保険料 付年度後期高齢者支援分保険料軽減対象被保険者数 + 前年度被保険者一人当たり平 象被保険者数 + 前年度被保険者一人当たり平均後期高齢者支援分保険料収納額×交 均介護分保険料収納額×交付年度介護分保険料軽減対象被保険者数 を「交付年 に改め

「一般被保険者の」

収納 援金等及び介護納付金の」に、「前年度平均一般被保険者数」を「前年度平均被保険者 分保険料軽減対象一般被保険者数」を「交付年度医療分保険料軽減対象被保険者数」 均医療分保険料収納額」 前年度平均介護納付金賦課被保険者数」に、 に係る」を 「一般被保険者に係る」を「被保険者に係る」に、「介護納付金の」を「後期高齢者支 ıĆ 「前年度平均介護納付金課税一般被保険者数」 「一般被保険者数の」を「被保険者数の」に改め、同備考2中「交付年度医療 を 「被保険者に係る」に、 「前年度被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額」 同備考中3を5とし、同備考1中 を「被保険者の」に改め、同備考2の次に次のように加える。 を「前年度被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額」 「前年度平均介護納付金賦課一般被保険者数」 「一般被保険者数の」を「被保険者数の」 を「前年度平均介護納付金課税被保 「前年度一般被保険者一人当たり平 ビ \_ 般被保険者 ľ を に

数をいう。) で除して得た額をいう ける後期高齢者支援金等を課税された被保険者数の合計数を十二で除して得た 前年度平均後期高齢者支援金等課税被保険者数 (交付年度における各月末にお 民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における れた被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国 て得た数をいう。) で除して得た額を、 年度平均後期高齢者支援金等賦課被保険者数 (交付年度の前年度における各月 する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納された額を前 付すべきものとして賦課された被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要 末における後期高齢者支援金等を賦課された被保険者数の合計数を十二で除し を賦課している市町村にあっては、当該市町村において交付年度の前年度に納 前年度被保険者一人当たり平均後期高齢者支援分保険料収納額とは、 当該市町村において交付年度の前年度に納付すべきものとして課さ 国民健康保険税を課している市町村に 保険料

に

保険者の数を、 ている市町村にあっては、 方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イ及び口に掲げる世帯に属する 五項第三号イ及び口に掲げる世帯に属する後期高齢者支援金等を賦課された被 交付年度後期高齢者支援分保険料軽減対象被保険者数とは、 国民健康保険税を課している市町村にあっては、交付年度の地 交付年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第 保険料を賦課し

数

後期高齢者支援金等を課税された被保険者の数をいう。

」に改め、同号ト備考1中「一般被保険者一人当たり医療費」を「被保険者一人当たり 2 中 係る」を「被保険者に係る」に改め、同号リ中「一般被保険者保険料収納割合」を「保 交付年度の二月までの各月末における被保険者が退職被保険者等のみである世帯の数の 均一般被保険者世帯数」 保険者数」 チ備考中「一般被保険者保険料収納割合」を「保険料収納割合」に、「一般被保険者に を「保険料」に、 改正前の老人保健法の規定による老人保健施設療養費の支給についての医療につき算定 につき算定した費用の額並びに介護保険法施行法 (平成九年法律第百二十四号) による 法の規定による医療の給付に要する費用の額並びに入院時食事療養費、 般被保険者 (老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。) に係る同 医療を受けることができる者を除く。)」を「被保険者」に、「と医療諸費費用額 (一 医療費」に、 均被保険者数」 リ、「一般被保険者一人当たり医療費」や「被保険者一人当たり医療費 り医療費」や「県平均被保険者一人当たり医療費」以、 条第三項第一号ロ又は同項第二号ロ」に改め、 十条第三項第一号イ又は同項第二号イ」に、 者等に係る額を除く。 険料収納割合」に、 一般被保険者数」 した費用の額の合算額をいう。) との合算額」を削り、「年度平均一般被保険者数」を 「一般被保険者の」 「年度平均被保険者数」に、 第三条第一号二中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同号ホ中「 (退職被保険 保険外併用療養費、医療費、 を 「療養諸費費用額と医療諸費費用額との」を「療養諸費費用額の」 「県平均一般被保険者一人当たり医療費」を「県平均被保険者一人当たり医療費」 「年平均被保険者数」に改め、 「一般被保険者 (老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号) の規定による 「平均一般被保険者世帯数」 を 「一般被保険者保険料収納割合」を「保険料収納割合」に改め、 同号リ⑴中「年平均一般被保険者数」を「年平均被保険者数」に、 を「被保険者の」に改め、 「年度平均被保険者数」に改め、同号チ中「―衆游유爾毗유爾착」 )」を削り、同号へ⑴中「法第七十条第三項第一号」 を「平均世帯数」に改め、 「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同号ト備考 老人訪問看護療養費及び移送費の支給についての医療 同条第二号中 「法第七十条第三項第二号」を「法第七十 同号リ②及び③中「年平均 厄叩 4 日 「県平均一般被保険者一人当た 「平均一般被保険者数」 「から交付年度の前年度の三月から 「平均一般被保険者数」や「平 同号備考中「平 ĺĆ 入院時生活療養 一般被保険者 を「法第七 を「壮込滋 「年度平均

第2942号 増刊①

> 合計数を十二で除して得た数を控除して得た数」を削る。 附則第七項を削る

### 附 則

## (施行期日等)

1 ಠ್ಠ 間に係る新規則第二条第二項の規定による費用の算定については、なお従前の例によ 県国民健康保険調整交付金から適用する。 額の算定に関する規則 (以下「新規則」という。) の規定は、平成二十年度分の福岡 この規則は、 公布の日から施行し、改正後の福岡県国民健康保険調整交付金の交付 ただし、平成二十年三月三十一日以前の期

## (経過措置)

- 2 算した額) の合算額とする 数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計 にかかわらず、 平成二十年度及び平成二十一年度における財政健全化交付金の額は、 次の各号に掲げる額 (その額に五百円未満の端数があるときはその端 第三条の規定
- 第三条第一号イからリまでに掲げる額の合算額に知事が別に定める率を乗じて得

4

得た額 IJ た額とし、 捨て、 次の式により算定した額 (その額に五百円未満の端数があるときはその端数を切 五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算し 式の値が負数となるときは零とする。) に知事が別に定める率を乗じて

保険財政共同安定 化事業等拠出金額 保険財政共同安定

1.03 ×

保険財政共同安定 化事業等交付金額

### 備考 化事業等交付金額

- げる標準高額医療費共同事業拠出金の二分の一に相当する額の合算額をいう。 健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 附則第十八条に掲げる標準保険財政共同安定化事業拠出金の額及び同条に掲 保険財政共同安定化事業等拠出金額とは、交付年度に市町村が拠出する国民 (昭和三十四年政令第四十一号。
- 保険財政共同安定化事業等交付金額とは、 交付年度に市町村が交付を受ける

法附則第二十六条第一項第一号に掲げる交付金の額及び同項第二号に掲げる交 付金に相当する額の合算額をいう。

# 第三条第二号に掲げる額

Ξ

3

- 三号及び同条第五項中「法第七十二条の三第一項」とあるのは「法第七十二条の三第 えて適用する 則第二十六条において準用する同法附則第二十五条の規定を適用する。) 」と読み替 法律第八十三号。以下「平成十八年改正法」という。) 第十三条の規定による改正前 あるのは「平成十八年改正法第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第二号 の法第七十条第三項第一号」と、 イ又は同項第二号イ」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年 一項及び法附則第二十四条第一項」と、第三条第一号へ中「法第七十条第三項第一号 (同号口に規定する額については、 平成二十年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第三項 「法第七十条第三項第一号ロ又は同項第二号ロ」と 同号口の規定にかかわらず、 平成十四年改正法附
- 号」と読み替えて適用する とあるのは「平成十八年改正法第十三条の規定による改正前の法第七十条第三項第二 前の法第七十条第三項第一号」 年法律第八十三号。以下「平成十八年改正法」という。) 第十三条の規定による改正 号イ又は同項第二号イ」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八 第三号及び同条第五項中「法第七十二条の三第一項」とあるのは「法第七十二条の三 第一項及び法附則第二十四条第一項」と、第三条第一号へ中「法第七十条第三項第一 平成二十一年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、 Ļ 「法第七十条第三項第一号ロ又は同項第二号ロ」 第二条第三項
- 5 場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 退職被保険者等所属市町村について、改正後の第二条及び第三条の規定を適用する

第	第	第
条第	一 条 第	一 条 第
道項	項	項
条例第三条第	条例第三条第	条例第三条第
項第	項第	項
<sup>~</sup> 무	유 목	
_		
条例附則第二項の規定により読み替えられ	た条例第三条第一項第一号条例附則第二項の規定により読み替えられ	た条例第三条第一項条例附則第二項の規定により読み替えられ

	平成2	1年:	3月1	.3日	金	雇日		福	岡	県	公	報		第29	4 2 号	増刊(	D	4
												第一号八第三条第一項	第二条第五項	第四号第二条第三項	第三号第二項	第二号第二項	第一号第三第	
等課税被保険者数前年度平均後期高齢者支援金	等賦課被保険者数前年度平均後期高齢者支援金	被保険者の	被保険者数の	前年度平均被保険者数	被保険者に係る	象被保険者数交付年度介護分保険料軽減対	均介護分保険料収納額前年度被保険者一人当たり平	険料軽減対象被保険者数	<b>州</b> 額 納額	到後用高や新支援分配食料又前年度被保険者一人当たり平	象被保険者数交付年度医療分保険料軽減対	均医療分保険料収納額前年度被保険者一人当たり平	法第七十二条の三第一項	前期高齢者交付金の額	法第七十二条の三第一項	法第七十条第三項	まで 第四条第二項から同条第七項	
保険者数前年度平均後期高齢者支援金等課税一般被	保険者数	一般被保険者の	一般被保険者数の	前年度平均一般被保険者数	一般被保険者に係る	者数交付年度介護分保険料軽減対象一般被保険	保険料収納額	一般被保険者数	歯者   支持   分传   降米   山   魚客	令者で暖か保険者一人当たり平均後期高前年度一般被保険者一人当たり平均後期高	者数交付年度医療分保険料軽減対象一般被保険	保険料収納額前年度一般被保険者一人当たり平均医療分	られた法第七十二条の三第一項法附則第九条第一項の規定により読み替え	得た額を控除した額金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて前期高齢者交付金の額から前期高齢者交付	られた法第七十二条の三第一項法附則第九条第一項の規定により読み替え	られた法第七十条第三項  られた法第七十条第三項の規定により読み替え	定省令第四条第二項から同条第七項まで	た条例第三条第一項第一号
第三条第一項					第一号卜耳	-					第一号へ可	-		第三条第一項	第一号二	第三条第一項		
保育	被保険者の年度平均被保険者数	被保険者に係る	被保険者一人当たり医療費	平均被保険者数	療費	1. 対象を発音して	げる顔及び司頁第二号条例第三条第一項第一号に掲	同項第二号口	法第七十条第三項第一号口	同項第二号イ	泛语 十一条 图 二 I j e g 一 是 之		第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	寺別奈豪書の頂	算定省令第六条第一号	被保険者数	前年度平均介護納付金課税被	
	数		医療費		† †		子号に掲し		号 日				를 등		一 号		金課税被	金賦課被

を控除して得た数る世帯の数の合計数を十二で除して得た数			
おける被保険者が退職被保険者等のみであの三月から交付年度の二月までの各月末に			
十二で除して得た数から交付年度の前	十二で除して得た数		
平均一般被保検者世帯数	平均世帯数	号 	第二号
平均一般被保険者数	平均被保険者数	条第一項	第三条第
一般被保険者の	被保険者の		
年平均一般被保険者数	年平均被保険者数	号 リ	第一号リ
一般被保険者保険料収納割合	保険料収納割合	条第一項	第三条第
一般被保険者に係る	被保険者に係る		
一般被保険者保険料収納割合	保険料収納割合	号 チ	第一号チ

6 げる字句とする。 ち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 について、第二条及び第三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のう 平成二十五年三月三十一日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。

第二条第一項	条例第三条第一項	た条例第三条第一項条例附則第三項の規定により読み替えられ
第二条第二項	条例第三条第一項第一号	た条例第三条第一項第一号条例附則第三項の規定により読み替えられ
	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第二条第三項	条例第三条第一項第一号	た条例第三条第一項第一号条例附則第三項の規定により読み替えられ
第一号八明三条第一項	後期高齢者支援金等及び	並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
	後期高齢者支援金等の	の後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
	後期高齢者支援金等を	を複期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第一号へ項目	条例第三条第一項第一号	た条例第三条第一項第一号(条例附則第三項の規定により読み替えられ)

るのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等を」とする。 者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、 援金及び病床転換支援金の」と、 えられた、条例附則第二項」と、 五項の規定により読み替えられた第二条及び第三条の規定を適用する場合においては 「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」と、「後期高齢者支援金等を」とあ これらの規定のうち「条例附則第二項」とあるのは「条例附則第三項により読み替 平成二十五年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、 「後期高齢者支援金の」とあるのは「後期高齢者支 「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢 「後期高齢者支援金等の」とあるのは 附則第

ここに公布する。 パーキング・メーター作動手数料の収納方法等を定める規則を廃止する規則を制定し

平成二十一年三月十三日

福岡県知事

麻

生

渡

福岡県規則第五号

パーキング・メーター 作動手数料の収納方法等を定める規則を廃止する規

則第七十六号)は、廃止する。 パーキング・メーター 作動手数料の収納方法等を定める規則 (昭和四十七年福岡県規

則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第四百六十八号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

の一部を次のように改正する 福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)

平成21年3月13日 金曜日 福 岡 県 公 報 第2942号 増刊① 6 別表
表 一 及 び 別 表 四
び   
を 次
C
న్ రే

(別表 1) 原皮質整素素         事業 の 区 分         事業 日 区 次 別 置	7		平	成21	年	3月	13 E	1 4	金曜	日			1	偪	计	1	県	1	7	報	{				第	29	4 2	2 号	堆	刊①	1)		
事業         の区分         事業         主体         事業の規模         事業の規模         補助金の額           質量性 類様 技工 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類																										ATH: 0		**	: <del>130 -&gt;1</del>	.¥7 ≖	-/-		別表
# 本												整備	解林	以復二	個品											VINE I							
# 本								I	余	複層	極		斑		整理	育5											I	余		副庫	整理	##	育成
(3) 事業主体				₩\$			1	线型	植芸	林改	「植栽		1	林整	戊	単層					天津		1				1	植	造本	雪林改	戊		木整体
(3) 事業主体	間伐	除伐	問問	코 쏠	間伐	除伐	倒木牌	問問	년	堀	4#3	枝払し	抜き位	理伐		林作	特定層	間伐	除伐	調問	커 쏠	枝打?	特定層	間伐	除伐	倒大旗	画問	년 (		型			当
# 業 主 体			<u></u>					<u> </u>				_	2,4			道	高齡級			7		٠ ص	-				<u></u>						/inv
事業の規模   福助金の額																	間伐					σ	間伐										
事業の規模 補助金の額 - ル以上 当該事業に要した経費に ついて、知事が査定した額 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 施行地につき、0.1ヘクタール以上																																	
事業の規模   福助金の額																											事 工	記に	のが次の	**)	괇		
事業の規模   福助金の額																											(智)	デ び が -	本) 神 神	、社及	J村、	لمثلك	
事業の規模   福助金の額																												強定し	歩0.3	び民間	森林惠		
事業の規模   福助金の額																												ななた	至	調資金	ě備法		
事業の規模   福助金の額																												業	の促 1175 1175	部の	<u>}</u>	₩	
事業の規模   福助金の額																												四 ( P ( P	引 で 関 に 関	開門に	業		
事業の規模   補助金の額																													进 9		逌		
事業の規模   補助金の額																				M11 -	1 施					`	7 — ₩ 		1 法	M11 -	1 施		
(1ヘクタ 当該事業に要した経費に ついて、知事が査定した額 の50パーセント																				ĺΤ	行地					ŀ	崇礼	į ĺ⊤ ł	行地	ĺΤ	行地	لمنك	
(1ヘクタ 当該事業に要した経費に ついて、知事が査定した額 の50パーセント																					רו הו						<u>₹</u>	<del>f</del> ī	Ω (,		Ω LI	業の	
構助金の額 当該事業に要した経費に ついて、知事が査定した額 の50パーセント																											Ņ	) ł	,			規模	
構助金の額 当該事業に要した経費に ついて、知事が査定した額 の50パーセント																					2 7						4.0		2		2 0		
																					Ø						ં	1	Ø		Ø		
																													2)50/	2110	监		
																													4	・ : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	事業	補助	
																													7	事が建	悪ご	金の	
																														定し	た経	監	
事業の実施要件 市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。ただし、PFI事業者については、対象を市町村有本で行うものに限る。また、長期育成循環整備については、分収方式によるものを除く。なお、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法力が、分収林契約の契約期間の中途で当該契約を解除した後に継続して実施するものを対象とする。	_																													た額	間に		
事業の実施要件 町村森林整備事業計画に基づさ行う事業とする。 し、PFI事業者については、対象を市町村有木 うものに限る。 た、長期育成循環整備については、分収方式によ のを除く。 お、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法」 分収林契約の契約期間の中途で当該契約を解除して実施するものを対象とする。																									た後	が、	な	ф 9	# 1 C11	ただ	라		
事業の実施要件 を																									に継続	分収株	9,	i 60 mg/mg/mg/mg/mg/mg/mg/mg/mg/mg/mg/mg/mg/m	かったった。	, ,	町村家		
業の実施要件 (備事業計画に基づき行う事業とする。 事業者については、対象を市町村有本 る。 式解除後の森林施業は、森林整備法」の契約期間の中途で当該契約を解除して対象とする。																									売して	木契約	小収方	※ } へ } 。 ]	御間に関係		林整	##	
の 実 施 要 件 業計画に基づき行う事業とする。 皆については、対象を市町村有本 意整備については、分収方式によ 余後の森林施業は、森林整備法」 か期間の中途で当該契約を解除し するものを対象とする。																									無施	の類	式解	Ž	が記録	業	備事	牃	
実 施 要 件 に基づき行う事業とする。 いては、対象を市町村有本 については、分収方式によ 森林施業は、森林整備法 のを対象とする。																									ተ ማ	约期間	余後の	; 	譜 楔 編	し に   世	雅 計画		
世 関 年 ジャ行つ事業とする。 に、対象を市町村有本																									う を 例	一つ中	)森林]	i	<u> </u>	2116	声		
中 中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・																									対象と	海に当	言業部	1	77	닷	び き た		
業市 収 林 約。 と																									δ <i>λ</i>	該契	八株	3	 全	象を	事で		
です。 だい 書 字 で で で で で で で で で で で で で で で で で で																									3	約を無	林整備	3	IV 카코	出馬	無とり		
																										霧し	法人	1	 }- }-	有林	о О П		

流域育成林整備事業							
育成単層林整備	本以籍 中以籍 東部 東京 海 東京 東京 東京 西東 西野 東京 西野 西野 田田		必循環整備		回	機質能	
整   単     保	長 施製 悪 調	INITALL CARACTE	樹長保育工工	誘導伐	団地間伐	機能増進保育	育成
-   爻   栞 <del>                              </del>	は、現代を表現である。	大然更新型 一扇三扇三扇三	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				単層相
(良) 「下巡」 「下巡」 「雪起こし 「倒木起こし 「除伐 間伐 特定高齢級間伐	間伐   長期育成循環作業道 		樹下植栽等 長期育成循環改良 保 植 下刈 育 栽 雪起こし 倒木記こし	図地間72作業退 抜き切り 枝払い	間伐 枝打ち 林床保全整備 ロルード・モンド	抜き伐り等 機能増進保育作業道	育成単層林作業道
地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林組合、森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等及び森林法施行令第11条第8号に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林の							
1施行地につき、0.1へクタール以上 1施行地につき、0.1へクタール以上 1事業主体につき、4.0へクタール以上(ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0へクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林があ行者、森林法施行令第11					タール以上	1施行地につき、0.1ヘクタ ール以上 1事業主体につき、40ヘク	
当該事業に要した経費に ついて、知事が査定した額 の40パーセント							
市町村森林整備事業計画に基づさ行う事業とする。							

9		-	<del> </del>	( <u>41</u> 1	<u> </u>	月 1。	<u> </u>	並	唯口	1			1田		шј	<u> </u>		<u>'A'</u>		·IX					<u> </u>	4	4万	垆	iTIJQ	<u>.</u>	
			图书		機能												1	発信	層林	必復屋											
			団地間伐		機能増進保	育成									余	被層	極		受光伐	H	整理伐	育成									
-						複層		1	《更知	天業				线型	植芸	複層林改良	樹下植栽等		1	林整	坎	単層				《里》	1				
	林床保全整備	枝打ち	間伐	機能増進保育作業道	抜き伐り等	育成複層林作業道	間伐	除伐	雪起こし		間伐	除伐	倒木起こし	雪起こし	커 놀	一位	*	枝払い	抜き伐り	\工林整理伐		育成単層林作業道	特定高齡級間伐	間伐	除伐	雪起こし	커 <u>볼</u>				枝打ちa・b
																													等を実施する者	「間伐等促進法」という。) に規定する性が関係等に進計画に其づき関係	間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号。以下、
-	ヘクタール以上、森林施業計画		- 世帯土谷「しら、4.0へ)	ール以上 1 事業十余二つき 10~ 5	1施行地につき、0.1ヘクタ																					- ル以上	1施行地につき、0.1ヘクタ	以上)	主体の場合には0.5ヘクタール	定する特定間伐等促進計画に基づき間状等を事故する老が事業	条第7号に掲げる特定非営利活 動法人等及び間伐等促進法に規

5月15日	<b>並唯口</b>	TE	=	μј	<u>স</u>	_	<u> </u>		·IX				퐈	4 9	4 4	<u>'</u>	1E	JľTi (	L)		10
								整備	設等	<b>旧名</b>	卓						<b>談</b>		別の出		
		韻 編等整	鳥的	高性能林業機械作業道	林床	業場等	長期									余	献	樹下植栽等		誘導伐	
		蝴	害施	能木	林床保全整備	響	育局		控點	※  一	天津				戏型	植	長期育成循環改良	植素			
		瀘	<b>1</b>	木業杉	整位		成循環作業道林內作	間伐	除伐	画陆	커 쏠	間伐	除伐	) 倒	淵	뉫 쏠	循现	能	枝表	抜き切り	望
		標識類等		幾械/	≕		版介	λħ	<i>≿</i> †	[]	<u> </u>	<i>≿</i> †	<i>≿</i> †	倒木起こ	雪起こ	2	以即		枝払い	时	間
		4#4	防止	業			業			ر ا				<u>C</u>	ر ا		M M			ت	发作
			鳥獣害防止施設等	道			本														団地間伐作業道
			##				也命														
								l													
														S H	∠ ⊤≨	U.   (배	교	動法	然 条外外 医	林林	O 嵺
															- Ś	問任	がが	· 4	2、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3	無に	定名
															王体の場合には0.5ヘクタール以上)	づき間伐等を実施する者が事業 主任の混合には8.5mm	定する特定間伐等促進計画に基	動法人等及び間伐等促進法に規	緑体の自有、緑体法施行学第11条第7号に掲げる特定ま造列活	林整備に関する協定を締結したませんだが、	の認定を受けた者、市町村と森
															<u>د</u>	実	引伐领	が間へ	料が	4 67	ナたす
															0.5	色・中	等促	等	マ は な は な	超江江	Π.β.
															(	を 1	進計	促進	地名	を発	괄
															ک ا	が事	画	正式	字 点	給し	<u>₹</u>
															7		神	进 i	ж <u>:</u>	<u> </u>	<b>Κ</b> Έ

別表 4
長期作業道及び作業追

K A TK	317 2 4 7 7 7 1 1 1 1 C	
作業道等 作業道等	長 育成単層林作業道 間 育成複層林作業道 機能増進保育作業道 短地間伐作業道 団地間伐作業道 一 長期育成循環作業道 解 森林空間作業道 詳 辞の森作業道 辞の森作業道 辞に能林業機械作業道	事業の区分
該当する事業に準じる。 ただし、森林所有者が事業主体と なれるのは、車道幅員1.8メートル未 満のもののみ。	該当する事業に準じる。	事業主体
下刈を除く造林予定面積が概: ね3ヘクタール以上 ただし、車道幅員1.8メートル未満のものについては、当該面積が採択規模以上	下刈を除く造林予定面積が概ね3ヘクタール以上	事業の規模
	当該事業に係る補助率とする。	補助金の額
造林計画の期間は3年以内とし、当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタ・ル当りの延長は、車道幅員1.8メートル以上については概ね300メートル、車道幅員員1.8メートル未満については概ね500メートルを限度とする。また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。	当該補助対象造林事業の実施面積1ヘクタ・ル当りの延長は、概ね300メートルを限度とする。 また、各事業計画期間内での造林計画の達成が確実であること。	事業の実施要件